

広陵町自治基本条例（仮称） 大項目「町民」・「議会」・「町長」・「町職員」

条文案

大項目：町民

■町民の権利と役割、責務

審議会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生駒市の条文を基本とする。例えば「参画する権利」、「参加不参加を理由として差別的な取扱いを受けない」、「自らの発言と行動に責任を持って積極的に参画」など。</li> <li>・「まちづくりの主体」、「まちづくりに参画する」との文言は入れるべき。</li> <li>・「生涯にわたり学ぶ権利」については、丹波市はこの項目に入れたが、広陵町では、次回に審議する「生涯学習」の項目に盛り込むべき。</li> </ul>
-------	--

（町民の権利）

第〇〇条 町民は、まちづくりの主体であり、町政やまちづくりに参画する権利を有する。

※第7回審議会の意見を反映・・・「参加」から「参画」に変更した。

理由：権利を規定する条文であり、権利の行使のためには参加よりもよりその度合いが高い参画を使用した方が良いと判断したため。

2 町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない（ママ）。

※第7回審議会の意見を検討・・・変更なし。

「差別」という表現はあまり好ましくないので、「不利益を被らない」としてはどうか？との委員の意見があり、検討したが、別の委員の意見から「参加しないことの不利益だけでなく、参加することによる利益も含めていることから、「差別的な取扱いを受けない」のままでいいのでは」という考え方を採用。

※一方で、他自治体では「参加、不参加を理由として不利益を被ることはない」、「不利益な（取）扱いを受けない」、という条文も見られる。

（町民の役割と責務）

第〇〇条 町民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。

2 町民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代の利益、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。

3 町民は、町と協働し、連携し合いながら、安全・安心で豊かに暮らせるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

## ■子どもの権利

審議会意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの定義が難しい。今、成人は18歳だったり（選挙）、20歳だったり（少年法）する。⇒国際的（ユネスコ等）には子どもは18歳未満。それでいいのでは。青少年をどのように定義するかは、法制班に委任する。</li><li>・青少年という定義が困難なので、子どもだけで良いのでは？</li><li>・「それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する」との文言は入れるべき。</li><li>・ここでは、「能動的に子どもがまちづくりに参画してもらう」ことを定義したい。</li></ul>
-------	---

（子どもの権利）

第〇〇条 子ども(18歳未満の町民をいう。以下同じ。)は、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加することができる。

- 2 町民及び町は、子どもがまちづくりに参加する機会の充実に努めなければならない。
- 3 町民及び町は、子どもが健やかに育ち、ふるさとを大切に思える環境づくりに努めなければならない。

## ■事業者の役割、責務

審議会意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・岸和田市のように細かく多くの条文はいらないように思う。</li><li>・罰則条例ではないため、多くの条項を入れる必要はない。</li><li>・吉野町くらいの条文でよいのでは。</li></ul>
-------	--

（事業者の役割と責務）

第〇〇条 事業者は、地域社会を支え、構成する一員としての社会的な責務を自覚し、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

## ■町民投票

審議会意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民投票は、特例を除いて法的拘束力を持たないので、地方自治法に書かれている条項を丁寧に再掲すればよい。</li><li>・ここで定めるのは合併などの賛否を二分するような際に行う住民投票のことである。</li><li>・丹波市をベースに記載すればいいのではないか。</li></ul>
-------	--

（住民投票）

第〇〇条 町長は、町政に関する重要事項について、広く町民の意思を確認する必要があると認めるときは、町議会の議決を経て、住民投票を実施することができる。

- 2 町長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。

- 3 住民投票に付すことができる案件、投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。
- 4 町長及び町議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

## 大項目：議会

### ■議会の役割、責務

審議会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民に議会のことを示すような書きぶりが必要。</li> <li>・広陵町では議会基本条例があり、はるかに踏み込んだ内容を書いているため、地方自治法上の原則をもう一度分かりやすく記載するのがよいのでは。</li> <li>・吉野町をベースとし、多摩市の条文をプラスするような感じで。</li> <li>・広陵町の「最高の意思決定機関」との文言は入れるべき。また、「執行機関を監視・けん制する役割も明記すべき。</li> <li>・「自治の発展及び町民の福祉の向上に努めなければならない」との文言は入れるべき。</li> </ul>
-------	--

#### （議会の役割と責務）

- 第〇〇条 町議会は、法令で定めるところにより、町民の負託に基づき選ばれた町議会議員によって構成される町の重要事項を議決する広陵町の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、その権限を行使しなければならない。
- 2 町議会は、町民の意思が町政に適正に反映されているかどうかを監視し、及び評価する権限を有する。
  - 3 町議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに町政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。
  - 4 町議会は、その権限を行使することにより、私たちの町の自治の発展及び町民の福祉の向上に努めなければならない。
  - 5 町議会は、町民との情報共有を図り、原則として全ての会議を公開する等、開かれた議会運営に努めなければならない。
  - 6 町議会の会議は、討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を町民に明らかにしなければならない。
  - 7 町議会は、会期外においても、町政への町民の意思の反映を図るため、町の施策の検討、調査等の活動を行うとともに、町民との対話の機会を設けなければならない。
  - 8 町議会の組織、活動等の基本事項に関しては、別に定める。

### ■議員の役割、責務、倫理

審議会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例の第4条第3号に「議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上をめざして活動すること」とあるので、これを入れたい。⇒逐条解説で、議会基本条例から援用していることを明記すればよい。</li> <li>・丹波市の条文をベースにして作ればよい。</li> </ul>
-------	--

#### （議員の役割と責務）

- 第〇〇条 町議会議員は、町民の負託に応え、高い倫理性のもと、公正かつ誠実に職務を

遂行するとともに、一部団体及び地域の代表にとどまらず、常に町民全体の福祉の向上を念頭におき行動しなければならない。

- 2 町議会議員は、町議会の責務を遂行するため、町政の課題全般について町民の意見を明確に把握するとともに、常に自己の見識を高めるための研さんを怠らず、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。

## 大項目：町長

### ■町長の役割、責務、倫理

審 議 会 意 見	<ul style="list-style-type: none"><li>・町長は将来的なビジョンを示すことが必要だと思うので、「長期的な将来像を町民に示す」との文言は入れるべき。</li><li>・総則とマッチさせるために「持続可能な地域社会の形成」との文言は入れるべき。</li><li>・首長の責務は、本来地方自治法第149条に明記されているが、近年の執行機関の事務量が急増しているからその条文に書いていないことも多く行っている。</li><li>・丹波市の条文をベースとし、吉野町も加えて行って作成すること。</li></ul>
-----------------------	---

#### （町長の役割と責務）

第〇〇条 町長は、町の代表者として、町民の負託に応え、町民全体の福祉の向上及び持続可能な地域社会の形成を目指し、住民自治を基本とするとともに、他の執行機関と連携し、公正かつ誠実に町政運営を行わなければならない。

- 2 町長は、広陵町の現状や課題を的確に把握し、長期的な将来像を町民に示すとともに、具体的施策により課題解決を図らなければならない。
- 3 町長は、施策の執行に当たっては、町民及び町議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、町政運営を通じて自治の実現、町民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。
- 4 町長は、前各項の責務を果たすため、効率的かつ効果的な行政経営に努めるとともに、町職員の育成及び能力の向上を図り、町民のための施策の遂行に努めなければならない。

## 大項目：町職員

### ■町職員の役割、責務、倫理

審 議 会 意 見	<ul style="list-style-type: none"><li>・「町民全体の奉仕者」は職員に対して失礼（憲法や地方公務員法に明記されていることは説明済）。⇒下僕のように見えるし、そう記載することで勘違いする住民がいるように思う。</li><li>・「公共の利益を実現する者として」や「町民公益の実現を行う者」という表現でいいのでは。</li></ul>
-----------------------	---

#### （町職員の役割と責務）

第〇〇条 町職員は、**町民全体のために働く者**として法令等を遵守し、効率的で公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければならない。

※第7回審議会で検討・・・「町民全体のために働く者」に決定。

- 2 町職員は、その職務を遂行するに当たって創意工夫を行い、町民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めなければならない。
- 3 町職員は、その職務の遂行に必要な知識、技能等の向上を目指し、研修に積極的に参

加する等研さんに努めなければならない。

4 町職員は、町民の一員としての自覚を持ち、地域のまちづくり等に参画し、地域課題の把握及び解決に努めなければならない。

## 広陵町自治基本条例（仮称） 大項目「参加・参画と協働」条文案

### 大項目：参加・参画と協働

#### ■参加、参画の権利

#### ○全体意見

- ・この部分では、町民の権利を明記する。
- ・子どもの権利については、特段、記入しなくてもよいのではないか。
- ・子どもに関しては、逐条解説などで細かく表現することもできるのではないか。
- ・町行政の役割については、別の条文で定める方向で検討してほしい。

審 議 会 意 見	<ul style="list-style-type: none"><li>○自ら発言と行動に責任を持たなければならないのは当然だが、子どもは発言に責任まで持てるだろうか。発言については自由な雰囲気である。行動については子どもも責任を持てるのではないか。</li><li>○子どものまちづくりへの関心を高めることで愛町心を育むことができる。子どものまちづくりへの参加は、責任を持つまでは難しいが、知ってもらうことで子どもにも伝えられることがある。一緒に考えてもらうということで、子どもについては参画まではいらぬのではないか。</li><li>○町の役割については、次の制度のところ記述すればよい。</li><li>○権利の条文では、町民は～できる、ということ定義すればよい。</li><li>○丹波市の2項目はだいたい網羅していると感じるが、生駒市は20歳未満と書いて規定している。町民に子どももいるので、子どもも含んでいると考えればよいのではないか。</li><li>○子どもの参加はむしろ入れる、という意見も庁内ワーキングではあった。</li><li>○高齢者や障がいのある人、女性等、書いてあることで自分も町民に含まれていると意識できるのでよい。</li><li>○誰でも行ける、女性なども参加できるというような条文があるとよい。</li></ul>
-----------------------	--

※「参加、参画の権利」は、総則ブロックの「町民の権利（子どもの権利）」に記載する。ここでは、「参加、参画と協働のまちづくり」における町の役割について特記する。

（参加、参画と協働のまちづくり）

第〇〇条 町は、町民の自主性を尊重しながら、参加、参画と協働のまちづくりを推進しなければならない。

2 町民及び町は、相互に協働しようとするときは、対等な関係を維持し、目的や役割分担を明らかにした上で過程を大切にしながら相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。

## ■参加、参画と協働の制度

### ○全体意見

- ・参加・参画や協働の制度については、手法を列挙して明示するのがよい。
- ・適切な方法による参画、自由に議論できる場の確保、身近な生活に直結するテーマでは広く参加を募って議論できることを制度で保障する。
- ・参画や公募にあたっては、同じ人ばかりに偏らないように、多くの人まちづくりを学べる機会をつくる視点も必要である。
- ・参画の対象は、大きな影響を及ぼす計画等に限定してよい。行政がパブコメしなければならぬのは重要な案件にしぼってよい。

審議会意見	<p>○町民は町に参画・協働していく場合、対等な関係である。町民と町が対等に話し合っ決めていくという場をつくるのが大事だ。かぐや姫まつりなどは、町と商工会が企画して町民は招待されるだけ。はじめの企画段階から町民が参加していくのが対等ということ。町民公募もないので、企画から運営まで町民が参加できる仕組みをつくっていただければ。</p> <p>○町民からの提案制度については活用されるか疑問がある。PTAの役員をして初めて町のことに興味をもった。西校区などは他所からの転入者が多く、町の興味関心がない人が多い印象がある。せっかく提案制度があってもなかなか提案が出ないのではないかな。</p> <p>○町民発信でなにかできるような書き振りにしたい</p> <p>○参加の環境にはパブリックコメント、アンケート、公聴会などがあると思うが実際は難しい。少しずつ参画・協働に持っていければいいと思う。自由な議論ができるよう参画の方法を明示する。</p> <p>○SNSやホームページでのパブリックコメントでは姿が見えないやり方になってしまう。顔が見えることでつながりも生まれるため、そういう機会を増やすことが大事ではないか。人と人、町と町民が気さくに話し合える場づくりというのが重要だ。</p> <p>○公表・公開されている、誰にもわかるように、という文言があったほうがいい。</p> <p>○吉野町の条文の、町民及び町は～機会をつくる、がよい。</p> <p>○公募などでも地域で薄いところを補うような、三郷市のような視点が大事ではないか。</p>
-------	--

(参加、参画と協働の制度)

第〇〇条 町は、町政に関する重要な計画並びに条例等の制定改廃、政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、町民の参加や参画を図るものとする。

※第7回審議会の意見について・・・「重要な計画並びに条例」の具体的な内容は逐条解説に記載する。基本計画、法定計画については、必ず実施するものとする。ただし、実施計画（個別具体的な計画）はパブリックコメント等にかける必要はない。

※第7回審議会の意見について・・・「多様な手段」の具体的な内容は逐条解説に記載する。

ただし、条文全体を確認し、整合を図る。

- 2 町は、計画等の制定や見直しに当たっては、適切な時期に分かりやすく情報を公開し、町民の意見を募るものとする。
- 3 町は、前各項において高齢者や障がいのある人等あらゆる町民に参画の機会を保障するよう努めなければならない。
- 4 町は、審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等の均衡に配慮するとともに、町民から委員を公募するよう努めなければならない。
- 5 町は、審議会等の会議について、法令等の定めのあるもの及び個人情報に係るものを除き、原則として、公開するとともに、開催情報、会議の記録等を公表するものとする。
- 6 町は、公共的な課題の解決や公共的サービスの提供等において、多様な主体がその担い手となれるよう適切な措置を講じるとともに、町民同士及び町と町民が協働して取り組む機会の拡充に努めなければならない。
- 7 町民及び町は、まちづくりに関する自由な意見交換が行える場や機会を設定し、町民と町又は町民同士が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくるよう努める。

第5項を追加し、以下、項を繰り下げる。(これについては、資料2-2で説明)

## ■参画と協働のまちづくり

### ○全体意見

- ・町民の権利を確認すること、協働に重きをおくこと、「発言」と「行動」は、条文のはじめの方で処理をしたほうがよい。
- ・協働には2種類あり、町と町民の協働、町民どうしの協働もある。
- ・意識づけを明確にする意味で、吉野町や生駒市の条文が参考になるが、書き方により印象が違う。読み手が理解しやすいよう柔らかい表現をするよう法制班で検討してほしい。
- ・吉野町をベースに、広陵町らしい条文をまとめてほしい。

審議会意見	<ul style="list-style-type: none"><li>○生駒市の自らの発言と行動に責任を持って、とあるが、発言に責任をとれるのかという疑問がある。</li><li>○名張市は、みんなが協働してまちづくりに努めるとなっている義務感を持たせているが、吉野町はちょうどよい書き振りでないか</li><li>○吉野町が町民に努めるとして、町はこうすると書き分けている。町民にとっては吉野町の条文がよい。</li><li>○丹波市の公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければなりません、はよいと感じる。</li><li>○積極的にまちづくりに参加するよう努めるというのは、いつも熱心な人だけが出てきてしまい難しい。</li><li>○町民の権利に対して、義務、努力規定があるので、責任を持つということは書いた方がよい。</li><li>○丹波市の理解し、尊重し合いながら共に生きていくという表現はよいと思う。</li><li>○吉野町の条文がまとまっている感覚がある。</li><li>○校区単位の施設は、広陵町にはない 旧村は豪雨災害では逃げる場所もない、そのためには拠点施設は防災の視点でも必要ではないか。</li><li>○拠点を持つことができる、という書く必要があるのではないか。</li><li>○地域自治組織にとって拠点整備は必要と感じる。町の責務でもあるのではないか。</li></ul>
-------	---

(参画と協働のまちづくり)

P1の(参加、参画と協働のまちづくり)と同様であるため、そちらで記載。

## ■計画、審議機関への参加

### ○全体意見

- ・これまでの部分で、ここに関する意見も出ていたので意見整理をした上で検討したい。
- ・次回以降も継続して議論するようにしたい。

審議会意見	<ul style="list-style-type: none"><li>○団体等の長でなくとも、町の委員会などに参画できる方法がとられていることが大切。</li><li>○いくつも役職が重なりいつも同じ人がやっている。</li><li>○町民が公募などに対して手を挙げていく意識改革も必要。</li><li>○委員等の三選禁止、複数審議会委員禁止などは規定している自治体もある。</li><li>○男女共同参画に1年携わったが、その後、充て職の委員などは1年交代でどんどん変わりその後のことが情報共有されていない。一度関わったら、ずっと責任をもてるようなフォローの機会づくりも大切ではないか。</li><li>○町の委員会では、いつも同じような顔ぶれの委員ばかりである。かぐや姫まつりなども同じ人たちがやっているのでもいつも同じ感じになってしまう。新しい視点をもった人が参加できるように。</li></ul>
-------	--

(計画、審議会への参加)

資料2-2へ。